

第3回全体会で示された職員・利用者団体からの意見等に対する対応

番号	項目	意見等	対応
1	リハビリ	各療法での予約が手間	当センターは、さわらび・はまなすと比べ入所者以外の外来患者のリハビリの割合が高い状況にあること等を踏まえ、リハビリ種別毎に個別に予約してもらう対応をしてきたが、御意見を踏まえ、同日に複数のリハビリを予約希望の場合は一括して受け付ける等、予約方法を改善した。
2	入所	医ケアがあると受入れ不可とする方針に疑問	入所部門は、医療型施設のように医師の当直体制がないこと等から、医学的処置を要する場合の対応が困難であり、夜勤体制（2名）も看護師と生活支援員がペアになる場合もあり急変時の対応が難しいことから、継続的な医療行為の必要がある方の入所受入れは難しい状況にある。
3		入所可能な年齢や制限、親亡き後の運用について明確化してほしい	昨年9月から、入所可能な年齢や受け入れ困難な状態等の利用受入判定基準をあるホームページに掲載した（内容は別紙のとおり）。 また、親亡き後の運用については、当センターは介護保険適用除外施設となっており65歳以降も継続して入所することが可能となっている。 なお、保護者の方がお亡くなりになった場合、引き続き、緊急時の連絡先や金銭管理、サービス等利用計画への同意判断などの役割を担っていただける方が必要であり、保護者の方には、将来を見据えて、引き続き対応頂ける親族の確保であったり、成年後見人制度の活用を検討するよう周知している。
4		他科受診に対する親の負担が大きい。	医療行為や服薬に関する判断は保護者の方に対応していただく必要があることから、原則として受診時は同行をお願いすることとしている。 なお、交通手段が無いなどの事情や、定型的な再診か等の状況を踏まえ、受診同行の可否を柔軟に判断していくので随時御相談願いたい。
5		入浴日が限られている	入浴日（月、水、金）は、他の曜日よりも出勤者を増員して対応しており、入浴日を増やすためには対応人員の確保が必要となるため、現状では入浴日の増加は難しい状況にある。
6	入所・生活介護	日中活動が単調	他施設の状況も参考としながら、新たな創作的な活動も取り入れるなど、活動内容を工夫し単調にならないよう努める。

番号	項目	意見等	対応
7	児童発達支援、放課後等デイサービス	受入基準を明確化してほしい	<p>昨年9月から、サービス毎の利用受入判定基準をあすなろホームページに掲載した。</p> <p>なお、一定の基準は設けているが、個々の状態を踏まえ医師が判断するため、定型的、一律の判断は難しいことを御理解願いたい。</p>
8		送迎をしてほしい	<p>人員の配置状況等を踏まえつつ、運転業務を外部委託する方法で、放課後等デイサービスでの送り届けをR8年度中に開始できるよう準備を進める。</p> <p>なお、児童発達支援は親子通園としているため、放課後等デイサービスでの実施を優先する。</p>
9		日中一時支援を実施してほしい	<p>R8年度から実施できるよう準備を進めている。また、保護者の緊急時等の事態に可能な限り柔軟な対応に努める。</p>
10	重症児受入れ体制	短期入所や児童発達支援での重症児受入れを検討すべき	<p>短期入所（医療型）は、気管切開を要する方（未就学児）の日帰り受入れに対応しており、更に今年2月からは、人口呼吸器管理の方（未就学児を含む）の日帰り受入れに対応している。</p> <p>児童発達支援は、現在は契約終了したが、本年1月末まで気管切開管理を要する未就学児を1名受け入れている。</p> <p>いずれも、個々の心身状態等を踏まえ医師が利用の可否を判断するので随時御相談いただきたい。</p>
11	送迎体制の復活・拡張	送迎を改善すれば利用者増が期待できる	<p>放課後等デイサービスの送りに加えて生活介護の送迎を実施するには車両の追加確保が必要となり、また、車両同乗職員確保も必要となる。</p> <p>また、利用開始と帰宅する時間が個々の御家庭の事情により異なっており、現状では難しいものと判断する。</p>

番号	項目	意見等	対応
12	人材育成、職員の意識改革	職員研修や人事交流などで他施設の運営等を知り知見のアップデートが必要	これまでも外部機関主催の研修に職員が参加しており、引き続き研修機会の確保・充実に努めていく。 また、はまなす医療療育センター等への派遣研修の創設について検討していく。
13		あすなろに求められるニーズの把握必要（利用実績が低くニーズの掘り起こしが必要）	引き続き、診療や相談業務など、患者や利用者と接する中で必要なニーズを把握し、当センターサービスの利用や、適切な施設等へ繋げるよう努める。 また、昨年12月から、あすなろホームページで空き状況を周知しているほか、施設見学を随時受け付けていることも掲載し、ニーズの掘り起こしに努めている。
14	外部委託	一部機能を民間等へ委託することを検討してはどうか	外部委託による効果や適切な委託先の確保など、外部委託の要否を長期的視点で検討していく。
15		（児発・放デイを）外部委託することの可能性を検討してはどうか	
16	外来	耳鼻科、眼科などは設置が困難なら連携先があればよい	あすなろに眼科、耳鼻科、児童精神科を新設しても、受診者が少なく、採算が合わないことが予測される。 あすなろを統合新病院近くに移転し、連携を強化することで、耳鼻科、眼科等の新たな診療科は増設しないこととしたい。 なお、内科については、現在は嘱託医1名であるが、今後入所者の重篤化や通所利用者の増加が見込まれることから、内科外来を新設したい。 また、あすなろの小児科外来や歯科外来は重要であることから、拡充を目指していきたい。
17		歯科治療は助かっている	
18	リハビリ	PT、OT、STを増員すべき	利用児者数等を踏まえ、現時点では増員の必要はないと考える。 なお、今後需要が増えた場合は、増員を検討する。
19	入院	入院病棟の必要性は低い	H29～R6の入院者数平均は7.8人、R4～6の入院者数平均は4.7人であることから、入院のための病床は8床、医療型短期入所の病床は4床を想定。移転建替後に、病床数を15床→12床に減らすこととしたい。 なお、医療型短期入所は、県内充足されていない状況であることから、併設型から空床型にし、受入を増やしていく。

番号	項目	意見等	対応
20	ハブ機能、地域連携室の設置	MSWによる相談対応、他機関との連絡調整の必要性	あすなろは、診療・入院部門があり医療機関との連携が必要であることから、医療ソーシャルワーカーを新規に配置し、他の医療機関との調整も行えるようにしたい。
21		受け入れ困難な場合、他施設に繋ぐハブの役割を果たしてほしい	
22		他機関との連携を担う「地域連携室」のような機能を有してほしい	
23		「いざという時のあすなろ」として最後のセーフティネット的な役割を期待する	
24	専門職員	保育士、介護士の増員、放射線技師のバックアップ	10年後には青森県の人口が100万人を割り込み、20歳未満の人口は約4分の3に減少すると予想されている。障がい児者の人数もそれに伴って減少していくことから、センターの規模拡大や職員の増員は慎重に判断せざるを得ない。

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準

1 目的

青森県立あすなろ療育福祉センター（以下「センター」という。）の利用受入判定の客観性、公平性及び透明性を確保するため、利用申込対象者の範囲を定めるとともに、利用受入の可否を判定するための基準を明確にするものである。

2 利用申込対象者

- (1) センターの各障害福祉サービス事業所・施設の運営規程において、主たる対象として規定している障がいの種類に該当する障がい児または障がい者
＜別紙のとおり＞
- (2) 前記（１）で掲げた主たる対象者以外の者から利用希望があった場合は、その者の置かれた状況その他の事情を確認した上で、受入の可否を検討するものとする。

3 利用受入判定基準

次の（１）、（２）及び（３）のいずれの要件にも該当する場合に受け入れることとする。但し、（４）に該当する状態にある場合は、受入困難と判断することとする。

(1) 利用料支払に関する要件

利用料の確実な支払いが見込まれること。

(2) 利用目的に関する要件

センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類の種類において、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく国の通知で定められた利用目的に該当すること。

＜別紙のとおり＞

(3) 年齢に関する要件

センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類の種類において、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定で定められた利用可能年齢であること。

但し、センターがその状況等を踏まえて独自に利用可能年齢を定める場合もある。

＜別紙のとおり＞

(4) 受入困難と判断する状態

- ① 多動で危険認知ができない等のため、相当の支援をもってしても、周囲に危害を及ぼすおそれが高い場合
- ② センターの各障害福祉サービス事業所・施設の種類の種類において、センターの人員配置状況、また、利用を希望される方の身体状況や必要とする医療行為の状況を踏まえ受入困難と判断する場合。

＜別紙のとおり＞

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準<別紙>

障害福祉サービス 事業所・施設の種類	主たる対象者	利用目的に関する要件	年齢 に関する要件	受入困難と判断する状態等
① 福祉型障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児 ・重症心身障害児 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設において保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与が必要と認められる児童 	原則として2歳以上 (センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない)	<p>ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合</p> <p>イ てんかん発作のコントロールが不良の場合</p> <p>ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合</p> <p>(例)・経鼻経管栄養摂取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃瘻、腸瘻、膀胱瘻、人工肛門を造設している ・人工鼻、気管切開をしている ・日常的に痰の吸引やネブライザー吸引が必要 ・CVポートを使用している ・排尿のためバルーンカテーテルの留置と導尿が必要
② 障害者支援施設 (施設入所支援及び生活介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者 ・重症心身障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援が必要と認められる者 	18歳以上	同 上
③ 短期入所事業所 (福祉型)	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児 ・肢体不自由者 ・重症心身障害児 ・重症心身障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする者(児童を含む) ・利用時点において健康状態が良好であること 	原則として2歳以上 (センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない)	同 上
④ 生活介護事業所 (通所利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者 ・重症心身障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において安定した生活を営むために、常時介護等の支援が必要と認められる者 ・利用時点において健康状態が良好であること 	18歳以上	<p>ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合</p> <p>イ てんかん発作のコントロールが不良の場合</p> <p>ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合(これ以外の医療行為は、個々の状況を踏まえ利用可否を判断)</p> <p>(例)・人工呼吸器を使用している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工鼻、気管切開をしている ・在宅酸素療法を行っている

青森県立あすなろ療育福祉センターサービス利用受入判定基準<別紙>

障害福祉サービス 事業所・施設の種類	主たる対象者	利用目的に関する要件	年齢 に関する要件	受入困難と判断する状態等
⑤ 短期入所事業所 (医療型)	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児 ・重症心身障害者 (いずれも医療型短期 入所サービス費の 対象となる者に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする者(児童を含む) ・利用時点において健康状態が良好であること 	原則として2歳以上 (センター医師が可能と認めた場合は、この限りではない)	<p>ア 誤嚥が頻回にみられる、または疑われる場合</p> <p>イ てんかん発作のコントロールが不良の場合</p> <p>ウ 次のような継続的な医療行為の必要がある場合は、個々の状況や利用期間等を踏まえセンター医師が利用可否を判断 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器を使用している ・気管切開をしている ・在宅酸素療法を行っている
⑥ 医療型児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児 ・重症心身障害児 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他の便宜の供与が必要と認められる未就学の児童 ・利用時点において健康状態が良好であること 	生後6か月～6歳以下	同 上
⑦ 放課後等デイサービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児 ・重症心身障害児 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のための支援、社会との交流の促進その他の便宜の供与が必要と認められる就学している児童 ・利用時点において健康状態が良好であること 	6歳～18歳	同 上